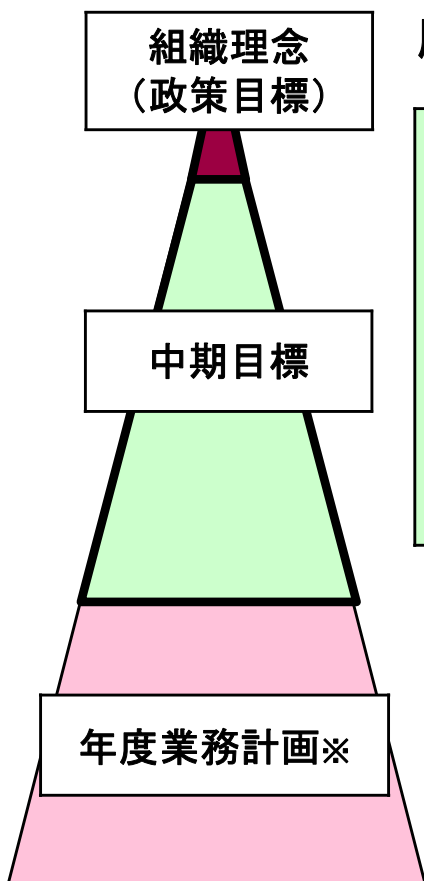


令和7年度実施施策の政策評価の概要

令和8年5月
原子力規制委員会

令和7年度原子力規制委員会の政策体系と評価プロセス

◆政策体系



原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

第3期中期目標の5項目

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
- II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
- III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
- IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
- V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

年度業務計画の記載の例

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の伝承等を通じ、組織理念、原子力安全文化に関する宣言、核セキュリティ文化に関する行動指針に対する職員の理解を深め、活動原則等にのっとり業務を遂行する。

【業務計画】

・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した原子力規制委員会の意義についての講話を実施する。(I)

予算事業については
行政事業レビューを実施

安全研究・モニタリング等の全予算
事業が対象。事業の効果的・効率的
な実施に活用。

法律・政令による規制の改正につ
いては規制の政策評価を実施

国民生活・社会経済に及ぼす
影響を把握・評価。

◆評価プロセス(原子力規制委員会が行った政策の全てを対象)

年度業務計画の
進捗の評価

政策評価懇談会

マネジメントレ
ビュー

原子力規制委員
会での政策評価
書の審議・決定

今後の施策の企
画立案や予算要
求等に活用

マネジメントシステムの実施状況の報告

① 年度業務計画に基づく業務の実施

- 原子力規制委員会の5つの政策評価実施単位及び年度業務計画の項目ごとについて、以下のとおり評価

政策評価実施単位	評価	年度業務計画の実施状況の評価				
		S	A	B	C	D
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり (B)	10	98	2	0	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	相当程度進展あり (B)	3	45	1	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	目標達成 (A)	1	22	0	0	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成 (A)	3	12	0	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	相当程度進展あり (B)	5	36	1	0	0

- 全体を通じて、概ね計画どおり業務を進められている。
- また、次年度の取組の方向性についても、当該評価を踏まえて抽出できている。

マネジメントシステムの実施状況の報告

① 年度業務計画に基づく業務の実施

○ 評価単位 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

総括的評価	年度業務計画の実施状況の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度進展あり (B)	10	9 8	2	0	0
(原子力規制委員会年度業務計画) <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度までに実施した安全文化の育成・維持に係る取組を踏まえた今後の取組の方向性を具体化するため、令和7年度以降の行動計画を策定する。(Ⅲ) B 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に係る体制を整備する。(Ⅰ) S 原子力施設の安全情報等に関する申告(原子炉等規制法第66条に規定する申告及び公益通報者保護法に規定する公益通報)に対して法令等に則り迅速に対応し、施設の安全向上につなげる。(Ⅰ) S 	(評価結果の理由、要因の分析) <ul style="list-style-type: none"> 室内の業務量や体制の状況からこれまでの取組を踏まえた課題の整理等や、安全文化の取組の方向性について検討すべき課題が複雑かつ多様であり、また安全文化だけでなく、組織文化として原子力規制委員会がどうあるべきかの位置づけについても考慮するべきではないかという議論があり、検討に時間を要したため、行動計画の策定を来年度以降に行うこととした。 重要安保法は新法であり、また、類似の特秘法とは異なり実業務が発生することから、その意味で確かな前例となるものがない中で、内閣府を始めとする関係省庁と綿密な準備・調整をして、法施行に間に合うようタイトなスケジュールでの内規整備を完了させ、各種窓口の新設等体制整備を行った。また、前例がない中内閣府と調整しながら円滑な施行に向けて適性評価の実施手続等を進めることができている。 中部電力浜岡原子力発電所の不正行為に係る申告事案の調査において、情報提供者の保護を最優先にしつつ、情報提供を受けた内容の裏付けを慎重かつ着実に実施できた。 申告に係る研修制度については、当初予定されていた研修に加えて、特定の部署に特化したオーダーメイドの追加の研修を行うとともに、研修の未履修者がいる事務所に対して、直接研修を促し受講者増につなげるなどの取組を強化した。 			(次年度の取組の方向性等) <ul style="list-style-type: none"> 課題点等を明確化し、行動計画案を検討する。 令和8年度も引き続き、重要経済安保情報の指定に係る手続や庁内の保全教育を含め、必要な対応を行う。 安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえ、引き続き調査を継続する。 また、原子力規制庁内全体として申告者保護が確実なものとなるように、引き続き各種研修に取り組む。 	

マネジメントシステムの実施状況の報告

① 年度業務計画に基づく業務の実施

○ 評価単位 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(原子力規制委員会年度業務計画)

・ IRRSについて関係機関と連携しつつ準備を進め、ミッションを受け入れ、指摘を踏まえた規制制度や運用の改善に資する対応を検討する。(Ⅱ) S

(評価結果の理由、要因の分析)

・ 全体としてミッションまでの準備期間が限られる中で、関係者との調整が必要な事項についてはあらかじめ余裕を持って丁寧にコミュニケーションを取ることによって作業の円滑化に努めたり、事前提出資料の作成に当たって積極的にAI等を利用し作業時間を短縮したりするなど、効率的に高い成果を得られるような工夫をした。

・ ミッション受入れに向けた自己評価活動をはじめとする準備においては、組織内で打合せや説明会及び勉強会を積極的に行ったことが、ミッション受入れ及び原子力安全、放射線安全の重要性への認識を高く維持し、委員会としての組織的な準備を着実に進めることにつながった。

・ ミッション中は、各モジュール担当職員及び課室を超えた職員同士の協力などにより、レビューアの関心事項を早い段階から正確に把握し、それに対して組織的に対応を検討した。また、レビューアが要望する追加のインタビュー実施や資料提供に対しても迅速に組織内外と調整の上対応に当たった。これらにより、相互に現状の認識に齟齬がない状態で評価を受けることができた。

(次年度の取組の方向性等)

・ 今後も関係者との正確かつ共通の理解を図るための関係者との密接なコミュニケーションに重点を置きながら、ミッションで受けた勧告等を踏まえ、規制制度や運用の改善活動を確実に行う。

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)	(次年度の取組の方向性等)
<p>・テレワークを始めとする柔軟な働き方の中で、効果的かつ効率的に業務を進めることができるよう、個々の業務手順等の改善を図るほか、職員の理解等を向上させる取組を実施する。(Ⅱ) S</p> <p>・各課等において、柔軟な働き方に対応するための業務改善が、業務の特性を踏まえて実施されるよう組織的に支援等を行う。(Ⅱ) B</p>	<p>・NRA-CAP(日々の業務等における職員の気付き事項を「改善の種」として、組織横断的に改善活動を支援・管理していくための活動。)については、これまで手当しきれていなかった事項への対応であり新たな取組で仕組み作りから検討が必要な中、精力的に検討を進め、短期で試行まで実施でき、アンケート結果も踏まえ適宜改善を実施しながら対応を行った。また、新たな取組ということで想定以上の作業量となったが適時対応を図り、関係課室との連携等も進めて、各課室での理解も進み、全体として改善意識も向上している。</p> <p>・各部等のコミュニケーターの協力の下で意見交換等を進め、また、課室長間の意見交換等を支援したものの、(B)各課等での業務改革の取組状況として通常業務に追われて改善に取り組みにくいという実情があることから、部署ごとの課題対応支援には至っておらず、効果が見える形での業務改善の提案ができていない面があるため。</p>	<p>・NRA-CAPの試行を踏まえた改善を行いつつ運用を継続するとともに、コミュニケーターとの意見交換等を引き続き行い、現状に即した情報発信等を引き続き行う。</p> <p>・監査・業務改善推進室での内部監査や各課室での課等年度業務計画での改善対応との関係を整理し、部署ごとの業務改善の取組の情報共有等の在り方や業務改善の取組が効果的に進む枠組等を改めて検討する。</p>

マネジメントシステムの実施状況の報告

① 年度業務計画に基づく業務の実施

○ 評価単位 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)	(次年度の取組の方向性等)
<p>・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を踏まえ、原子力規制委員会所管の情報システムについて一元的なプロジェクト監理を実施することで、原子力規制委員会のITガバナンスの強化を図る。(I) S</p>	<p>・ (S) 原子力規制委員会が所管する情報システムについて、一元的なプロジェクト監理の方法を充実させて実施し、これを通じて予算要求及び調達の適切性・妥当性の確認を適切に進めることができた。</p> <p>・ 原子力規制委員会が所管する情報システムに関する機構・定員要求について、庁内関係部署と調整し、適切に進めることができた。</p>	<p>・ 引き続き所管する情報システムについて、一元的なプロジェクト監理を行うとともに調達の適切性・妥当性の確認を適切に進める。</p>
<p>・ 関係機関の監査を適切に受査する。(I) S</p>	<p>・ 関係機関及び庁内関係部署との調整を密にし、スケジュール管理、提出物の品質管理等を実施することにより監査を適切に受査できた。</p> <p>・ (S) 監査速報を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者等に速やかに報告して重大なセキュリティインシデントが発生する前に対象システムの緊急措置を実施するとともに、改善計画作成に必要な支援事業者の調達及び組織横断的な現状調査を進め、対象システムだけでなく関連システムについても改善計画書を作成する等、情報システムの脆弱性に対して迅速かつ適切な処置を推進できた。</p>	<p>・ 引き続き監査の指摘・助言に対して適切な改善計画の作成を推進する。</p>

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(原子力規制委員会年度業務計画)

・申請等の手続については、オンライン申請の普及拡大を進め、処分の通知や手数料徴収状況の確認等の手続についてもオンラインで実施が可能となるよう、制度面及びシステム面で整備をする。(Ⅲ) S

・コミュニケーションツールの使い方や運用の整理について、多様な働き方への順応及び業務の連絡内容の性質に応じた効率的な業務遂行の実現の観点で検討を深め、庁内への定着を進める。(Ⅱ) S

(評価結果の理由、要因の分析)

・上期分の電子申請ページ作成等は、当初の予定どおり進めた。上期に得られた知見や課室ごとの利用イメージを踏まえて細やかに説明しながら下期分の希望を募ったことで、(S)当初の予定(50件)以上の件数が集まったことから、順次実装に向けて対応を進めている。また、当初は想定になかった手数料徴収の機能実装や他省庁との共管手続に係る調整についても迅速かつ密に調整を行った。

・電子署名等の制度整備についても、(S)規程の制定や法律の成立まで当初の予定どおり完了したことに加え、デジタル化に伴う庁内の課題に対応するため、関係課室・デジタル庁と密に調整しながら、関係規則の改正やシステム面での検討を着実に進め、関係省庁の省令改正や規制委員会規則の改正を予定どおり完了した。

・業務効率化を進める職員に対して、技術的支援や業務率化実現のための相談に適時かつ安定的に支援できる運用体制を整備する必要があることから、第4次行政LANにおいて運用体制を検討している。

・(S)NRA-CAP投稿対応を含めてICT活用Wikiの掲載内容拡充やNRAポータル改修など、個々の課室では対応が滞る案件について適宜対応し、多様かつ効率的な業務に適応するように、状況に応じて意見交換、アンケート等を実施のほか、体制拡充を図るなど、創意工夫の下で対応を進め、要望に適時対応するとともに、計画を着実に進めている。

(次年度の取組の方向性等)

・電子申請のページ構築については、今後も予定どおり構築・運用開始まで対応を進めていく。
・制度検討についても、関係課室やデジタル庁と円滑に調整を進めていく。

・令和8年度の本格運用に向けた準備を進める。
・ICT相談会のほかICT窓口担当を交えた業務改善提案等を行い、ツールの使い方及び運用の整理を庁内に定着させ、その状況把握のアンケートを実施する。

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位 I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)	(次年度の取組の方向性等)
<p>・概算要求基準の枠内で、原子力規制委員会の重点施策を実施するために最も効果的な予算配分となる要求を行う。(I) S</p>	<p>・概算要求基準を踏まえ事業統合等の要求上の工夫を行ったほか、各課室と協力して説得力のある資料を作成することで財政当局等に丁寧な説明をすることができた。また、要求内容における緊急性の高いものについて、前例にとらわれず、補正予算の活用を積極的かつ広く行った。これらを通じて、原子力規制行政を巡る重要課題に着実に取り組むために必要となる予算額の確保につなげた。</p>	<p>・引き続き原子力規制委員会の重点施策を実施できるよう十分な財源確保に努める。</p>
<p>・多国間、二国間の協力の枠組みを活用し、原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護に関する海外の知見の収集や情報共有を行う。(I) S</p>	<p>・計画に沿って取組を実施し、想定どおり進捗している。(S)特にTRMについては、中断期間後の再開に向けた調整には困難が伴ったが、対面会合開催を実現し、日本の規制取組に関する理解醸成に貢献した。</p>	<p>・令和8年度以降も引き続き、協力枠組みの特徴に応じた知見の収集及び情報共有を行う。 ・核セキュリティに関して、多国間、二国間の協力の枠組みを活用し、海外の知見の収集や情報共有を継続する。</p>

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位Ⅱ 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

総括的評価	年度業務計画の実施状況の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度進展あり (B)	3	4 5	1	0	0
(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)			(次年度の取組の方向性等)	
<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法の更なる充実・改善に係る見直しに適切に対応する。(Ⅰ) S 	<ul style="list-style-type: none"> (S) IRRSの受入れに向けて、自己評価等を適切に実施し、国際基準との差異を確認するだけでなく、改善に向けたアクションプランを複数作成した。また、IRRSの結果を踏まえ、放射性同位元素等規制法の充実・改善に資する見直しの検討を行うなど、目標を上回る成果を挙げたものと評価する。 			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、IRRSミッションの結果に基づき、放射性同位元素等規制法の更なる充実・改善に資する見直しを行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、原子力規制検査制度等との役割分担や核燃料施設等に対するグレーデッドアプローチ、運用解釈の記載統一など、必要な改善を図る。(Ⅲ) B 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度の早い段階で、改正案について審議する予定である。 			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き規則等の改正に向けて対応を進める。 	

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位Ⅱ 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)	(次年度の取組の方向性等)
<p>・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ) S</p>	<p>・(S) これまで規制側、産業界等の中で共通認識が得られていなかった基盤的課題について、リスク情報活用に関する前提条件としての認識共有がなされるなど、想定を上回る議論の前進があった。</p> <p>・(S) また、PRA適切性確認に関して、大幅な効率化を実現した。さらに、PRAモデルの確認よりも活用に規制資源を重点化するため、産業界と共通認識を得て対応を開始するなど、想定より大幅な進捗があった。</p>	<p>・リスク情報活用に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会の場において、既に産業界から示された具体的なリスク情報活用の候補を特定し、安全性向上に資する具体的な取組を具体化する。</p> <p>・引き続き、検査等において、リスクブック等をより現場で活用されるような方策について産業界と実務レベルの調整を行うとともに、地震・津波等、外部事象PRAの活用経験を積み、人材育成を継続するなど、今後のリスク情報活用拡大のための原子力規制委員会における基盤構築を目指す。</p>
<p>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和7年度以降の安全研究に向けて）」を踏まえた安全研究を着実にを行うとともに、それらの成果を取りまとめる。(Ⅰ) S</p>	<p>・想定どおりに実施できている。</p> <p>・(S) 公表した安全研究活動について、外部からの表彰8件を受けた。</p>	<p>・令和7年度の取組を継続する。また、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和9年度以降の安全研究に向けて）」の策定に向けて、規制・技術課題レビュー会議を開催する。</p>

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位Ⅲ 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

総括的評価	年度業務計画の実施状況の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成 (A)	1	22	0	0	0
(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)			(次年度の取組の方向性等)	
<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I) S 	<ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 (S) 今年度9月の審査基準改正(2人ルールの運用の改善、防護措置に係る評価改善の枠組みの改善、核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の明確化など)に伴う審査について、審査を加速し、特に防護措置に係る評価改善の枠組みの改善についての全52件について年度内に処理を終えることができたことから、評価Sとしている。 			<ul style="list-style-type: none"> 各項目について引き続き厳格に実施していく。特に制度改正等に伴い、核物質防護規定の変更認可申請の件数が増えることが見込まれるため、適切なリソースにて対応する。 原子力規制検査(情報システム防護)について、年度検査計画に基づき、引き続き、厳正かつ適切に実施する。 核物質防護規定の審査について、事業者の説明スケジュールを明確にした上で審査の律速を特定し手当するなどし、審査を加速して進める。 	

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位Ⅳ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

総括的評価	年度業務計画の実施状況の評価				
	S	A	B	C	D
目標達成 (A)	3	12	0	0	0
(原子力規制委員会年度業務計画) ・1F実施計画審査に係るガイドの策定や検査の枠組みに係る規則等の改正について検討を進める。(Ⅱ) S	(評価結果の理由、要因の分析) ・実施計画の審査については、これまで10年程度積み上げてきた審査の事務手続きや審査内容など審査に係る実績や知見を集約し、審査官が効果的・効率的に審査を進める上で参考となる審査実務要領を作成することができた。 ・実施計画の検査については、1F規則等の改正により、溶接検査、使用前検査及び施設定期検査を一体化するなどの検査の枠組みを整理し、リスクに応じてより柔軟な検査が可能となる制度へと改善することができた。			(次年度の取組の方向性等) ・次年度から見直し後の制度運用を開始する。	

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位Ⅳ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)	(次年度の取組の方向性等)
<p>・令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会、専門家や外部機関との協力等により事故分析を進め、1号炉ICに関する分析や1号炉シールドプラグの変位等の事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。また、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図る。(Ⅱ) S</p>	<p>・関係各所・アカデミア等との調整を進めつつ、事故分析を進め、(S) 国際的に稼働中の原子炉や次世代炉の設計に対する知見反映の観点から注目度が高い1F事故に関する技術的な新知見を獲得し、想定以上の事故調査・分析の内容を報告書に取りまとめる事ができた。</p> <p>・具体的には、1号炉ICについて津波到来後の電源喪失によって機能が喪失していると考えられていたところ、温度計の取付位置から配管内部に蒸気が流入したことにより、タンク水が減少した可能性を推察することで、原子炉の冷却に貢献していた可能性が高いことが分かった。また、コンクリート消失について、コンクリートの損傷が起きた一方で鉄筋の損傷が見られず、事故時の環境条件が分からなかったところ、鉄筋コンクリート造としての構造安定性及びセメント・骨材等の構成材料の物質特性の2つの視点で分析を実施することで、セメントにおける低温での構造相転移等の現象の寄与の可能性のあることが分かった。さらに、1号機ベントに係るモニタリングポストの分析について、放射性物質を含む白煙が大気拡散により、上下に大きく蛇行する様子を再現した解析結果が得られ、ベントにより放出された放射性プルームの挙動を世界で初めて解析的に分析できる見通しが見出された。</p>	<p>・調査の主要項目のうち、規制庁が自ら継続調査する必要があるものに加え、新たに判明した重要性の高い事項に関する調査・分析を、関係機関・アカデミア等との協力を得ながら実施する。</p>

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位Ⅳ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)	(次年度の取組の方向性等)
<p>・「総合モニタリング計画」に基づき実施したモニタリングの結果を分かりやすく遅滞なく公表する。</p> <p>(I) S</p>	<p>・福島復興のためには、放射線の現状について福島県民を始めとする国民に幅広く知らせることが重要である。東京電力福島第一原子力発電所事故後に実施してきた環境放射線モニタリングについて、結果の公表は行ってきたところであるが、(S)事故から15年にあたり、さらなる積極的な情報発信のため、福島県における空間放射線量率の経年変化と現状を、線量率マップや、モニタリングポスト測定結果のトレンドグラフで図示した。トレンドグラフにはモニタリングポストの線量分布(ヒストグラム)、全国の空間放射線量率の範囲との比較といった要素を加え分かりやすく示した。加えて、当該資料を用いて福島県内の全59の市町村に対して対面での説明を実施し、放射線に関する地元自治体等への積極的な情報発信を実現できたとともに放射線に関する地元住民の認識を把握できたという点で意義があるものとする。</p>	<p>・令和8年3月11日で東京電力福島第一原子力発電所事故から15年の節目を迎えることから、令和8年度第1四半期に15年間のモニタリングの取組と地形による違いなども含めた放射線の変化を分かりやすくとりまとめ、情報発信していく。これにより15年間の放射線モニタリングを総括し、今後のモニタリングの方向性を明らかにしていく。</p>

マネジメントシステムの実施状況の報告

①年度業務計画に基づく業務の実施

○評価単位 V 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

総括的評価	年度業務計画の実施状況の評価				
	S	A	B	C	D
相当程度進展あり (B)	5	36	1	0	0
(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)			(次年度の取組の方向性等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・米国原子力艦寄港時に異常値が検出された場合には原因調査等の初動対応を実施する。(I) B ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年中のシステム完全切替えに向け、更改を確実に実施し、安定的な運用を実施する。(I) S ・原子力災害医療派遣チームについて、線量の指標に係る考え方の整理等を行うとともに、DMAT等の医療チームが安心して活動できる環境整備を行う。(II) S 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常値検出時において、2時間以内に初動対応ができなかった事例があり、運用上の問題が明らかになった。 ・第4次統合原子力防災ネットワークシステムについて、システムの更改に係る調達が複数の業者により行うこととなったが、業者間の調整を適切に行い、緊急時対応が可能な状態を確保しつつ、計画どおり令和7年10月までに更新を完了した。また並行して更改後の保守について、業者間における対応のばらつきや、責任分界の不明確さによる対応の遅延が課題と捉え、各社の役割分担、対応範囲及び連絡・対応手順について主体的に関係者との協議を重ねて整理・調整し、更改後の安定的な運用を行うための保守体制を構築した。 ・厚生労働省との調整により、JIHSへの人員配置について具体的に決めることができ、派遣チームの体制の整備を一層進めることができた。 			<ul style="list-style-type: none"> ・新たに講じた再発防止策の機能を確認し運用上の問題を改善していく。 ・引き続き、整理に基づき、更新後の保守等を実施する。 ・DMATとの連携のために確保した令和8年度予算の活用に向け、人員の公募と業務の整理についてJIHSとの調整を継続して実施する。 	

マネジメントシステムの実施状況の報告

① 年度業務計画に基づく業務の実施

○ 評価単位 V 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(原子力規制委員会年度業務計画)	(評価結果の理由、要因の分析)	(次年度の取組の方向性等)
<ul style="list-style-type: none">・線量評価等を行う専門人材等について、高度被ばく医療支援センター間の連携を促すと共に、研修や訓練を通じた人材育成を進める。(Ⅱ) S	<ul style="list-style-type: none">・高度専門人材の継続的な確保にむけて、関係者間での会議を立ち上げ、課題の検討を行うなど、これまでの取り組みの改善について、大きく前進させることができた。	<ul style="list-style-type: none">・高度専門人材の在り方については、高度被ばく医療支援センターや外部有識者の意見を踏まえ検討を進める。
<ul style="list-style-type: none">・屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、屋内退避の運用に関する社会の理解がより深まるよう、関連文書の充実化等の取組みを進める。(Ⅱ) S	<ul style="list-style-type: none">・屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、指針改正のほかに、屋内退避の運用を解説した文書を作成した上、自治体や住民向けの分かりやすい説明資料を作成・公表した後、自治体等の意見を踏まえ二度改訂を行い、また、関係自治体や関係機関等からの要請に応じて屋内退避の運用に関する説明を行うなどし、屋内退避の運用に係る普及啓発に努めたため。	<ul style="list-style-type: none">・複合災害時における屋内退避中も民間事業者の活動が維持できるよう、内原防等の関係省庁と調整を進めていく。
<ul style="list-style-type: none">・原子力発電施設等の周辺における放射線モニタリングについて、放射線監視等交付金を通じて、立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制を整備する。(Ⅰ) S	<ul style="list-style-type: none">・(S)令和8年度予算要求について、財務省に対して、すべての関係道府県の資機材集計リストを提示し、老朽化年数を分類する等、わかりやすい説明に努め、予算の窮状について理解を求めた。 会計部門の協力を得て、数か月の協議をした結果、当初予算と補正予算で合計約11億円の大幅増額となった。これにより、予算不足により資機材整備が難しくなっていた状況を改善し、確実な放射線モニタリング体制の維持が可能となった。 具体的には、以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">・老朽化が進んだ測定機器等を順次更新する。・国主導で進めているクラウド技術を活用したシステム統合を進める。・サービスを終了する衛星回線の切替えを進める 等	<ul style="list-style-type: none">・効率化・合理化を図りつつ、引き続き交付金予算の確保にも取り組む。